

令和4年度 事故防止対策支援推進事業について

会員各位

令和4年7月22日
(一社)岡山県トラック協会

国土交通省において、交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、標記事業が以下のとおり実施されますのでお知らせします。詳細については、国交省ホームページでご確認ください。

1. 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

(1) 補助対象事業者

- ①一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営業者であって、以下のいずれにも該当する者
- (i) 中小企業基本法による中小企業者
 - (ii) 過去3年間に行政処分を受けていない者（警告、勧告は含まない）
 - (iii) 車両の保有台数が5両以上である者
- ②①に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

(2) 補助対象装置と補助対象車両、補助率等

	補助対象装置	補助対象車両（総重量）	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ （歩行者検知機能付き）	3.5t超のトラック（トラクタ含む）	1/2	10万円
②	ふらつき注意喚起装置 車線維持支援制御装置	トラック（トラクタ含む）	1/2	5万円
③	ドライバー異常時対応システム	トラック（トラクタ含む）	1/2	10万円
④	先進ライト	3.5t超のトラック（トラクタ含む）	1/2	10万円
⑤	側方衝突警報装置	3.5t超のトラック（トラクタ含む）	1/2	5万円
⑥	アルコール・インターロック	トラック（トラクタ含む）	1/2	10万円

※注

- ・同一車両に複数の装置を装着する場合には、1車両当たり上限15万円
- ・②については、最も金額の高い装置に対してのみ補助
- ・④については、いずれか1つの装置に対して補助
- ・令和4年4月1日（金）～令和4年11月30日（水）までの間に補助対象装置を搭載した新車新規登録車両が対象です。

(3) 受付期間：令和4年7月22日（金）から令和4年11月30日（水）

(4) 申請方法・申請先

- ・持参の場合：中国運輸局または岡山運輸支局へ持参（平日9時～16時）
 - ・郵送の場合：中国運輸局へ郵送（郵送の場合、運輸支局は窓口になりません）
 - ・電子申請システム「jGrants」も利用できます。
- 詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※申請様式などの詳細は国土交通省のホームページをご参照ください。

(URL) https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html

(5) その他

- ・同目的のもと国が交付する、他の補助金は受けられません。
- ・申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合は受付が締め切られます。

2. 運行管理の高度化に対する支援

(1) 補助対象事業者

- ① 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営む者であって、以下のいずれにも該当する者
- (i) 中小企業基本法による中小企業者
 - (ii) 過去3年間に行政処分を受けていない者（警告、勧告は含まない）
 - (iii) 車両の保有台数が5両以上である者
- ② ①の事業を営む者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

(2) 補助対象機器

- ・ デジタル式運行記録計（車載器及び事業所用機器）
- ・ 映像記録型ドライブレコーダー（車載器及び事業所用機器）
- ・ 一体型のデジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー（車載器及び事務所用機器）

(3) 補助率、補助限度額（機器1台あたり）

	対象機器		補助率（1台あたりの上限）
①	デジタル式 運行記録計	車載器	取得に要する経費の1/3（2万円）
		事業所用機器	取得に要する経費の1/3（10万円）
②	映像記録型 ドライブレコーダー	車載器	取得に要する経費の1/3（1万円）
		事業所用機器	取得に要する経費の1/3（3万円）
③	デジタコ・ ドラレコ一体型	車載器	取得に要する経費の1/3（3万円）
		事業所用機器	取得に要する経費の1/3（13万円）
④	通信機能付一体型	車載器	取得に要する経費の1/3（8万円）
		事業所用機器	取得に要する経費の1/3（13万円）

※注

- ・ デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーを同時購入する場合は、1台あたりの上限は車載器3万円、（通信機能付の一体型を通信費含めて同時に購入する場合、車載器8万円）事務所用機器13万円
- ・ 令和4年4月1日（金）～令和4年11月30日（水）までの間に補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで完了しているものが対象です。

(4) 1事業者あたりの補助上限額：80万円（通信機能付一体型 上限額120万円）

(5) 受付期間：（1次募集）令和4年7月22日（金）～8月31日（水）

※1次募集における申請は、一般貨物自動車運送事業に限る

（2次募集）令和4年9月1日（木）～11月30日（水）

(6) 申請方法・申請先

- ・ 持参の場合：中国運輸局または岡山運輸支局へ持参 受付は平日9時～16時
 - ・ 郵送は不可
 - ・ 電子申請システム「jGrants」も利用できます。
- 詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※対象機種、申請様式などの詳細は国土交通省のホームページをご参照ください。
 (URL) <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

(7) その他

- ・ 同一事業において、国が交付する他の補助金は受けられません。
- ・ 申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付が締め切られます。

3. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

(1) 補助対象事業者

- ① 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営業者であって、以下のいずれにも該当する者
 - (i) 中小企業基本法による中小企業者
 - (ii) 過去3年間に行政処分を受けていない者（警告、勧告は含まない）
 - (iii) 車両の保有台数が5両以上である者
- ② ①の事業を営む者にITを活用した過労運転防止のための機器を貸し渡す者（リース事業者）

(2) 補助対象機器

国土交通大臣が選定した以下の機器で、令和4年4月1日（金）～11月30日（水）までの間に、補助対象機器を購入し取付けたうえ支払いまで終了しているもの

- ① ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ② 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③ 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- ④ 運行中の運行管理機器

(3) 対象経費：上記機器及び付随する機器の導入に係る経費

(4) 補助率：取得に要する経費の1/2

※ただし上記(2)－②及び(2)－④のうち、以下の機器は、1台あたりの上限額は以下の通り

- | | | |
|------------------|---------|------------|
| ・ デジタル式運行記録計 | 車載器：3万円 | 事務所機器：10万円 |
| ・ 映像記録型ドライブレコーダー | 車載器：2万円 | 事務所機器：3万円 |
| ・ 一体型 | 車載器：5万円 | 事務所機器：13万円 |

(5) 1事業者あたりの補助上限額：80万円

(6) 受付期間：令和4年7月22日（金）から令和4年11月30日（水）

(7) 申請方法・申請先

- ・ 持参の場合：中国運輸局または岡山運輸支局へ持参
受付は平日9時～16時
- ・ 郵送は不可
- ・ 電子申請システム「jGrants」も利用できます。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※対象機種、申請様式などの詳細は国土交通省のホームページをご参照ください。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

(8) その他

- ・ 同一事業において、国が交付する他の補助金は受けられません。
- ・ 申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付が締め切られます。

4. 社内安全教育の実施に対する支援

(1) 補助対象事業者

- ①一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業を営業者であつて、以下のいずれにも該当する者
- (i) 中小企業基本法による中小企業者
 - (ii) 過去3年間に行政処分を受けていない者（警告、勧告は含まない）
 - (iii) 車両の保有台数が5両以上である者

(2) 補助対象経費

国土交通大臣が認定したコンサルティングを利用する場合に、その経費に対して補助を行います。

※コンサルティングの契約日が補助金交付申請書提出日以降であり、かつ、令和5年1月20日までにコンサルティングが完了することが条件となります。

(3) 補助率：コンサルティングの活用に要する経費の1/3

(4) 1事業者あたりの補助上限額：100万円

(5) 受付期間：令和4年7月22日(金)から令和4年11月30日(水)

(6) 申請方法・申請先

- ・持参の場合：中国運輸局または岡山運輸支局へ持参
受付は平日9時～16時
- ・郵送は不可
- ・電子申請システム「jGrants」も利用できます。
詳しくは下記ホームページをご覧ください。

※申請様式やコンサルティングメニューなどの詳細は国土交通省のホームページをご参照ください。

(URL) <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

(7) その他

- ・同一事業において、国が交付する他の補助金は受けられません。
- ・申請受付期間中においても申請額が予算額を超過することが見込まれる場合は受付が締め切られます。